

図表①：企業が加入する社会保険

保険の種類	主な内容	手続き先	備考
狭義の社会保険	健康保険	私傷病の際の医療給付等	その他、国民健康保険(自営業者等対象)、後期高齢者医療制度(75歳以上対象)、私学共済制度、国家・地方公務員共済制度等あり
	介護保険	介護サービス等(企業実務は40歳~64歳まで健康保険料と併せて介護保険料徴収のみ)	65歳以上は原則年金から天引き
	厚生年金保険	高齢・障害・死亡に対する年金給付等	日本年金機構(年金事務所)
労働保険	労災保険	業務災害・通勤災害時の傷病・障害・死亡に対する給付等	労働基準監督署
	雇用保険	失業、高齢・育児・介護時の収入補償等	ハローワーク

※労災保険を除き保険料は事業主と従業員両方で負担します。

図表②：健康保険の主な給付内容

	被保険者	被扶養者
病気がけが	被保険者証で治療を受けたとき	健康保険を扱っている医療機関の窓口で、一部負担金を支払うことで必要な治療を受けられます。
	治療費が高額になったとき	医療機関で治療を受けたときの一部負担金が一定の額を超えたとき、払い戻しを受けることができます。また、証明書を受けることで窓口負担を軽減することもできます。
	海外で治療を受けたとき	海外旅行中や赴任中に、やむを得ず現地の医療機関で診療を受けたとき、日本の医療費を基準に換算した額の一部の払い戻しを受けることができます。
出産	病気やけがで仕事を休んだとき	給料を受けられないときに、傷病手当金が受けられます。
	出産したとき	妊娠4か月(85日)以上で出産したとき、出産一時金が受けられます。
死亡	出産のため、仕事を休んだとき	給料を受けられないときに、出産手当金が受けられます。
	亡くなったとき	業務上・通勤災害以外の理由で死亡したときは、埋葬料(費)が支給されます。

出所：「厚生年金保険・健康保険制度のご案内」(日本年金機構)

社会保険の概要

社会保険について正しく理解していきましょう。



企業が加入する社会保険は、わが国の社会保障制度(社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生)の一つです。保険の技術を用いて保険料を財源として給付を行う仕組みで、国・公的団体を被保険者として、条件を満たした場合、被保険者は強制加入が原則となります。さまざまなリスクに備えることができる社会保険実務は労務管理のイロハのイといえるでしょう。

社会保険は社会保障制度の一つ

総務入門講座

一から学ぶ 社会保険の基礎知識

企業が加入している社会保険。加入することで、病気・けが、介護、老後生活、失業等さまざまなリスクに備えることができます。社会保険にはどのような種類があるのか、従業員を加入させるにあたり企業は何をすべきなのか、本稿で解説していきます。

日本橋人事労務総研・社会保険労務士小岩事務所代表 特定社会保険労務士 小岩 和男さん

1982年中央大学法学部法律学科卒業後、東武不動産株式会社(東武鉄道グループ)に入社。以降、不動産営業を経て人事総務業務に従事。2004年、社会保険労務士試験合格後独立。現在、日本橋人事労務総研代表・特定社会保険労務士として、企業の労務顧問・講演・執筆業務で経営者を支援している。主な監修書籍に「図解即戦力社会保険・労働保険の届け出と手続きがこれ1冊でしっかりわかる本」(技術評論社)がある。



社会保険の種類は五つある

社会保険は五つに分類されます(図表①)。一般的に社会保険は広義で使われることが多いようですが、実務上は適用内容が異なるため狭義で理解しておきましょう。

健康保険の給付内容

健康保険の加入先(被保険者)は、全国健康保険協会(中小企業対象)と企業単独または同業種企業が共同設立する健康保険組合(一定規模以上企業対象)があります。

健康保険は、被保険者やその家族(被扶養者)が病気やけが(業務上・通勤災害を除く)をしたときの、医療給付や所得保障を行う制度です(図表②)。一般的に、健康保険組合は全国健康保険協会よりも保険料が安く保険給付も手厚くなっています。

厚生年金保険の給付内容

厚生年金保険は、被保険者が高齢になったとき、障害状態になったとき、死亡したときに、請求することにより、年金や一時金の支給が行われる制度です。主な給付は次の通りです。

- 高齢になったとき(老齢厚生年金)
 - 厚生年金保険加入者が次の条件を満たしたときに、老齢基礎年金に上乘せして老齢厚生年金が支給されます。
 - ・六五歳以上(六〇歳からの繰り上げ受給や、六六歳以降の繰り下げ受給も可能)
 - ・厚生年金保険の被保険者期間が一年以上ある
- ・老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

また、次の条件を満たしている場合には六〇歳から六五歳までの間に、特別支給の老齢厚生年金が支給されます(生年月日・性別によって支給開始年齢が異なる)。

- ・六〇歳以上
- ・厚生年金保険の被保険者期間が一年以上ある
- ・老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

■ **障害の状態になったとき(障害厚生年金)**

厚生年金保険に加入している間に初診日がある病気やけがにより障害の状態にあるとき、一定の割合以上保険料を納付していた期間等があれば、その状態に応じて給付を受けることができます。

- ・障害等級一、二級
- ・障害厚生年金と障害基礎年金が支給される。
- ・障害等級三級
- ・障害厚生年金のみ支給される。
- ・障害等級三級より軽い障害
- ・一時金として傷害手当金が支給される。

■ **死亡したとき(遺族厚生年金)**

厚生年金保険加入中に死亡したとき(加入中の傷病がもとで、初診日から五年以内に亡くなったときを含む)、一定の割合以上保険料を納付していた期間等があれば、生計を維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。遺族優先順位(年齢等の条件あ

り)は次の通りです。

- ① 配偶者または子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

子のある配偶者または子には遺族基礎年金も支給されます(年齢等の条件あり)。

■ **労働保険とは**

労働保険とは図表①の通り労災保険と雇用保険を総称した言葉です。保険給付はそれぞれ個別に行われますが、保険料の徴収は事務の合理化・簡素化により労働保険として原則的に一体として取り扱われます。

■ **労災保険**

従業員が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由または通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、死亡した場合に被災従業員や遺族を保護するため必要な保険給付が行われます。また、従業員の社会復帰の促進など、福祉の増進をはかるための事業も行われています*。

■ **雇用保険**

従業員が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、従業員の生活や雇用の安定をはかるとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また失業の予防、従業員の能力の開発や向上、その他福祉の増進をはかるための事業も行っています(図表③)。

社会保険・労働保険の加入手続き

それでは具体的な加入手続きについて見ていきましょう。



社会保険(健康保険・厚生年金保険)の場合

■ **加入事業所(法人単位ではなく事業所単位で加入する)**

法人事業所(被保険者一人以上)と個人事業所(常時従業員五人以上雇用。一部例外あり)は、厚生年金保険・健康保険の加入が義務付けられています(強制適用事業所)。なお、強制適用事業所以外でも一定の条件を満たせば加入することができます(任意適用事業所)。

■ **加入対象の従業員**

前記の適用事業所に使用され加入条件を満たす場合は全て被保険者になります。七〇歳未満の老齢厚生年金(特別支給を含む)受給者を雇用した場合でも加入条件を満たす場合は被

保険者となります。

■ **加入条件**

正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイム・アルバイト等でも、一週間の所定労働時間および一か月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の四分の三以上の場合は、被保険者になります。

また、正社員の四分の三未満であっても、週の所定労働時間が二〇時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。

■ **加入手続き**

健康保険 厚生年金保険に加入するには、事業主からの届け出が必要です。事業所の新規加入・新規適用届

・従業員の加入・被保険者資格取得届

・従業員の扶養家族の加入・被扶養者(異動届)

労働保険(労災保険・雇用保険)の場合

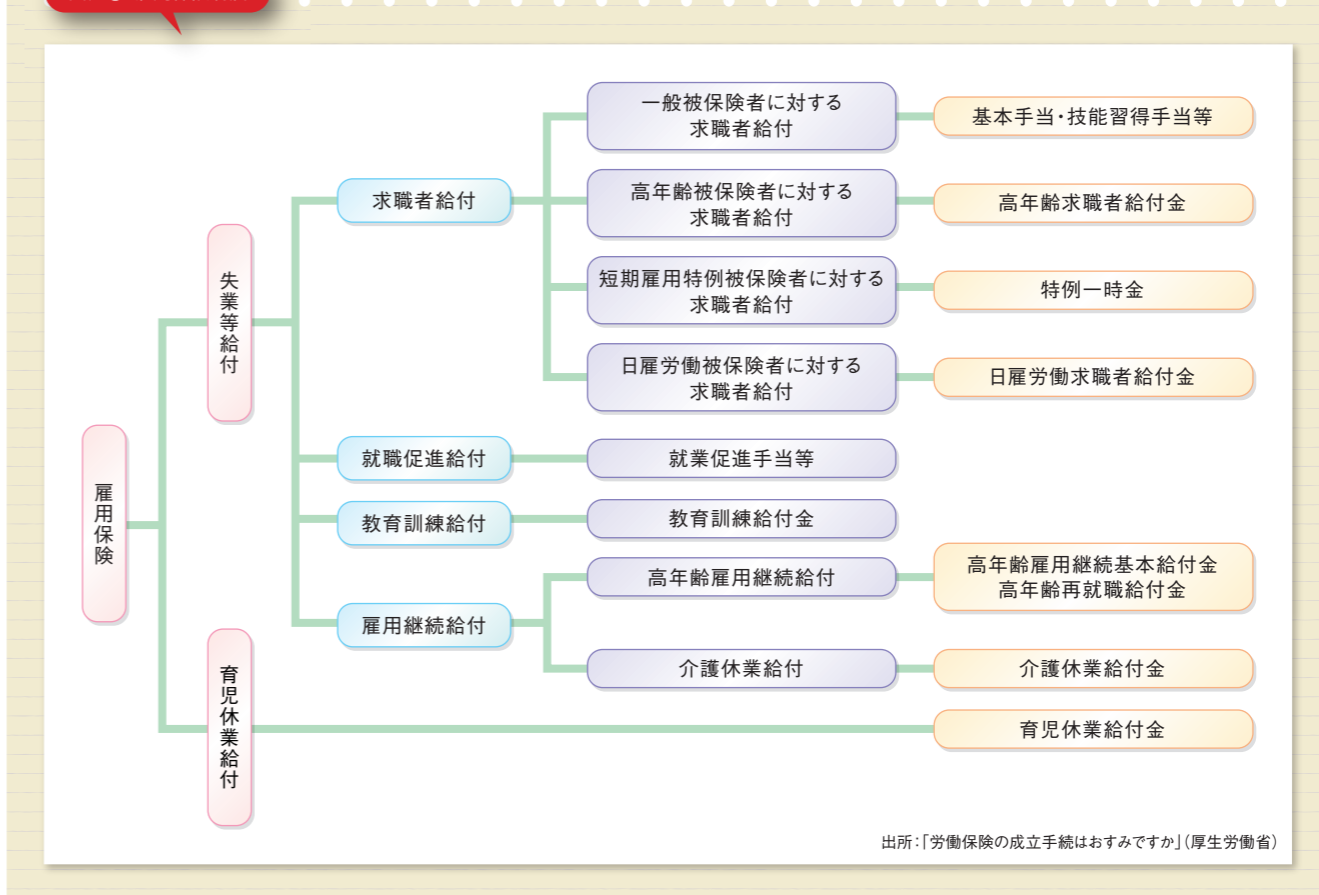
■ **加入事業所**

前記の健康保険・厚生年金保険同様、法人単位ではなく事業所単位で加入します。名称や雇用形態に関係なく従業員を一人でも雇用している事業所は加入義務があります(従業員五人未満の個人経営農林水産事業を除く)。

■ **加入対象の従業員、加入条件**

職業の種類に関係なく事業に使用

図表③: 雇用保険制度



社会保険・労働保険に未加入だとうなる?

適用事業所であるにもかかわらず未加入状態の場合次の通り処分がなされます。

■ **社会保険**

年金事務所から繰り返し加入指導を受けながら、手続きを行わない事業主に對して、必要に応じて立ち入り検査が実施され職権によりさかのぼって加入手続きがなされ、保険料額が決定されます。

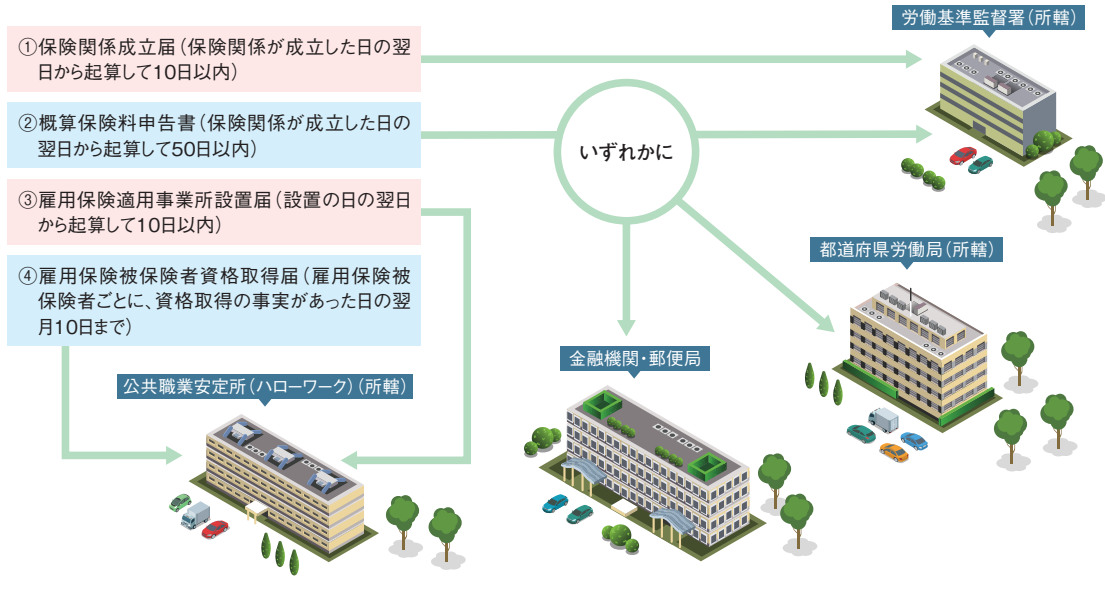
■ **労働保険**

労働局等から指導を受けながら、加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額が決定され、手続きを行っていない過去の期間についてもさかのぼって徴収(追徴金も徴収)されます。また、労働保険料や追徴金の支払いがない場合には、滞納者の財産について差し押え等の処分が行われます。

事業主が、故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中(未手続き期間中)に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部が事業主から徴収されます。また、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

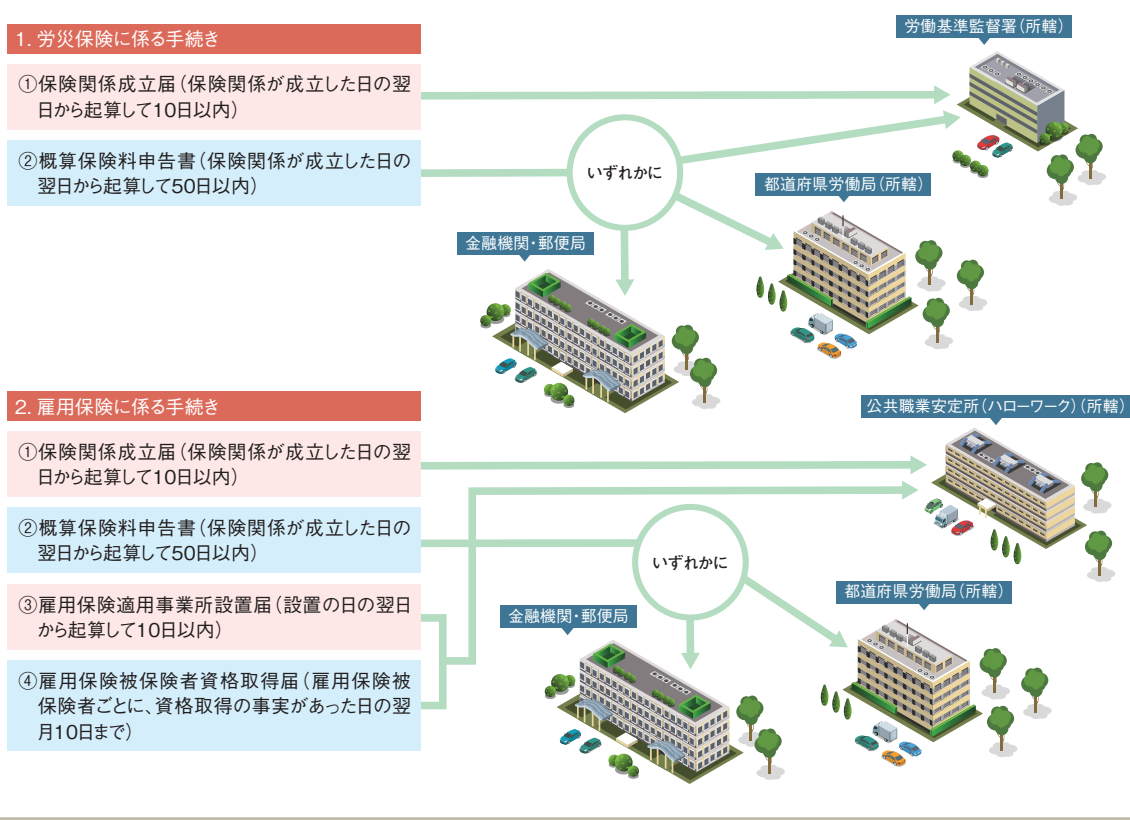
図表④：一元適用事業の場合

一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料申告・納付等を一括して取り扱う事業です(二元適用以外の一般的事業)。
①～④の提出先に留意ください。



図表⑤：二元適用事業の場合

二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料申告・納付等を別々に行う事業(農林水産業・建設業等)です。①～④の提出先に留意ください。



図表④⑤出所：「労働保険の成立手続はお済みですか」(厚生労働省)